

令和6年 神奈川県議会 第3回定例会 厚生常任委員会

令和6年12月16日

◆鈴木ひでし委員

あなた方の答弁を聞いていると、単刀直入に何点か聞かせてよ。一つは、先ほど室長が、いろいろ何か、今後、いろいろ関わると言うけれども、結論は何をするためにこれをやっているの。

◎福祉子どもみらい局総務室長

一つは、加害が疑われる者的人事考查、処分等を検討しているということでございます。

◆鈴木ひでし委員

そんなこと、もう出ているんじゃないの。入り口が職員の番号が出ている、この人が言っている、二つ目はどういうことなのかというと、パワハラの疑いがある、それであなた方は全部一番最後のページのところに、局長まで上がって、これこれこういうものだと言っている。最後に、総務室長等の意見のところに黒塗りになって、書いてあるんだろう。そうしたら結論が出て、何をわざわざ、わあわあ言っているの、ここで。

◎福祉子どもみらい局総務室長

これはあくまでも福祉子どもみらい局のほうで把握している事実に基づいて作った報告書でございまして、この報告書を受けて、総務局のほうで人事考查の観点から、改めて事実確認等をしているということでございます。

◆鈴木ひでし委員

だから、さっきから言っている、一番最後に総務室長等の意見があるんでしょう。意見があつて、黒塗りにしてあるところを出せばよかつたじゃない。そうしたら、何がどう、とんでもないことが書いてあるの、ここ。

◎福祉子どもみらい局総務室長

ここは、私の職務上の意見でございますので、良好な職場環境をつくる……。

◆鈴木ひでし委員

いや、そうじゃないでしょう。総務室長等の意見と書いてあるから、何だったんだと聞いているんだよ。あなた方が総務局の総務室長宛てに出しているじゃない、結論出ているじゃない、もうここで。

◎福祉子どもみらい局総務室長

ここはあくまでも私ども、局の意見ということでございますので、その意見も踏まえて、総務局のほうで改めて調査をしているということでございます。

◆鈴木ひでし委員

だから総務室長等の意見というようなことはなかったんだね、じゃ。要するに、あなた方が総務局の総務室長に出していた、この最後の一番の黒塗りというのは、あなた方の意見だったの、これは。

◎福祉子どもみらい局総務室長

委員御理解のとおりです。私どもの局の意見でございます。

◆鈴木ひでし委員

おかしいだろう、総務室長宛てに出しているんだよ、あなた方は。それで、このところに総務室長等の意見という中に何もない、じゃ、何のために出しているの、これ。室長さん、あなたの言っていること分かる。要するに、出したところは総務局の総務室長なんだよと、これ出しているのが。それで、あなた方がいろいろなこと言っているけれども、最後のページの所属の措置というところで、福祉子どもみらい局長にもこれを上げました。最後のところに、総務室長等の意見といったら、所属長の意見がここだったら分かるけれども、総務室長等の意見というのは、出した人が、これこれこういうふうに言ったというふうに読むしかないじゃない、だってこれ。俺の言っていることおかしくないと思う。だって、あなた方が出しているのは総務局の室長なんだから。何でここでそんな、ああでもない、こうでもないとあなたが答弁しているのか私、分からんんだよ。黒にしたことの理由は個人情報で分かるよ。だけど、何だったんだって、総務室長等の意見は。それを見れば全部、納得するじゃない。何をあなた方一生懸命、我々のこの各論に答弁しているの。言っている意味が分からん、全然。私の言っていることがおかしかったら、言ってくれていいよ。だけれども、そうでしょうと、この報告書ってそういうことなんじゃないの、そう思いますよ。だから、そのところであなたが言っていることが、ただ単に、これからまた時間がかかります、時間なんてからないよ、書いてあるんだから。あなた方がどうするかだけじゃない、これ。総務室長等の意見もあるんだろうから。これ見て、何も言わないで頑張ってくださいと書いてあるわけじゃないだろう。

◎福祉子どもみらい局副局長

ただいま御指摘いただいております、この総務室長等の意見というのは、私ども福祉子どもみらい局の総務室長からの意見ということになります。もともと、この書類の1ページ目の表紙を御覧いただきますとおり、これは福祉子どもみらい局総務室長から、総務局総務室長への報告書類の書式になっておりまして、我々が調べた内容で疑わしいということでの報告をして、最後に所属長と我々の総務室長の意見を付して、総務局の総務室長に提出しているという書類になっておりますので、これはこちらのほうの考え方を示した意見です。

◆鈴木ひでし委員

だったら、所属長の意見という言葉を、総務室長等の意見のとおりと、なおかつ総務室長等の意見と二つあるの、おかしいでしょう。だって、ここに

一つ、所属長の意見というのがあるのは、書いたんでしょう、下記の総務室長の意見のとおりということであるんだけれども、この二つのマスがあるということは、私は逆に、出したことに対して何らかの意見というのが付記されたんだと、私はそう思ったわけよ。そうしたならば、このものの自体というのは、ほぼある程度、何日もこれから必要なんていふことはならないでしょうと。あなた方、さっきからいつになるか分かりません、みたいなことを言っているけれども、こういうやり方していたら、そもそも、私は逆に、話、変えましょう、このこと自体というのは、一つ一つ起こったことに対して、一々総務室長の話を聞いて、あなた方、それからどうするの。そこは何も、要するに情報も何もないじゃない。このものを出してどうなるんですかというプロセスが、我々何も知らない中で、どれだけあなた方が言ったって、それはこれから時間がかかります、それでこれこれこうなりますというようなこと、いつもやっているから2か月も3か月もたつんだよ。どういうふうにあなた方がこれを対処して、わざわざこういう書類も出してくれた。でも、この書類によって何をどうするというのが何もないから、ひょっとしたら私の間違いだったら、私だって謝りますよ。ただ、そう読んでもおかしくないでしょう。私が見ても、説明を受けたわけじゃないんだから、この書類の。そう見ると、あなた方がさっきから言っているように、いついつまでと延ばしているけれども、延ばす理由にはならないよって私は言いたいわけだよ。いつまでやっているんだと、こういうことを。あなた方は質疑、ずっと同じことをぐるぐる回っている。各論で、これはどうなんだ、ああなんだ、いっぱい言いたいことあるけれども、これ一つ取ってみたって、何のために作って、誰の認可を得て、どうなんだというのがなかつたら、いつまでも結論が出るわけないじゃない、これ。室長さん、そう思わないか。

◎福祉子どもみらい局総務室長

その報告につきましては、人事事務取扱規程によりまして、まず、本来の流れから言うと、所属から当該局の総務室に報告があつて、今回の場合は、中井やまゆり園から総務室に報告があつて、その報告を受けた福祉子どもみらい局総務室が、人事考查、職員考查を行う総務局総務室に報告する書式でございます。ただいま御指摘のあった所属長の意見については、今回、アンケート結果の取りまとめ等を行っているのが、園ではなくて本庁、障害サービス課でございましたので、園からの事故報告を待つことなく、総務室の判断で、総務局総務室のほうに報告をしたという流れでございます。

◆鈴木ひでし委員

私はね、今の話なんか分からるのは、それは分かりましたよ、何条というの、私も分からないから。だけど、常識で考えてごらん、あなたがこここのところで、逆に、私の言っていることが違ったとしましょう、ここにあなたの意見が書いてあるということは、あなたがジャッジして上に上げたということでしょう。上げたんだったら、その結論が出ているじゃない。何でこここのところでもって、それは何をしなきやならないってならなきやいけないんだよ。私からすると逆に、局長というような方の、この総務局長の、総務室の中で室長という方の意見

が全てなのかということですよ。あなた方、そういうふうにおっしゃるんだったら。

◎福祉子どもみらい局総務室長

おっしゃるとおり、ここには私どもの意見が書いてありますけれども、最終的には、職員の処分等を行う権限は総務局のほうにございますので、総務局のほうで改めて調査を行った上で、これまでの他の事例等とも比較しながら、処分を決定したいというふうに考えております。

◆鈴木ひでし委員

だからさ、処分というのは、あなた方がここで書いたそのもの自体に、また輪をかけて、総務室というところが、またチェックするわけ。

◎福祉子どもみらい局総務室長

委員御理解いただいているとおり、これは改めて総務局のほうでヒアリング等の調査を行っております。

◆鈴木ひでし委員

私は、すみません、1年で、ここに来たばかりだから分からなければ、そういうようなことだったら、ちゃんと何かに書いておいたら、ここのところだって、さっきからずっとやっていると、根底から話が違うじゃない。そもそもが、最終決断というのは総務局の総務室がやるんだというのなら、ここでやっている論議って何なんだよ。だって、おかしな話だって、あなた方、現場で一生懸命やっていてさ、それは分かりません、後にしますと言うけれども、最終ジャッジは総務局の総務室なんだと、あなたは今おっしゃったよね。そうだったとしたら、ここでやっている論議は何なのよ、そう思いませんか。だって、あなたが何かいろいろ言ったってさ、最後のジャッジはそっちですと言って、それはいつまでたったって分からないよね。それを私は何か、すみません、今日、長く質問をさせていただいたけれども、ぐるぐる同じところを回って、一つも私は進捗しているような状況に見えないわけですよ、この問題は。それもあなた方の直営ですよ、ここ。どこかに委託している施設じゃないんですよ。そこに、私たちがこの議会という中でもって論議をどれだけしてみても、最終は総務局の総務室ですというんだったら、早くから言ってみたらいいじゃないですか。だったら、逆に総務局の総務室、連れてくればいい、ここで。そういうことになりませんか。だって、これだけの皆さん方が、優秀な方々が一生懸命に質疑したって、最後は、えつ、着地はそこなのというんだったら、やる必要ないじゃない、この福祉みらい局とさ。だって、そこまでもう来ているんですよ、この内容は。私はもうこれ以上、また長時間になるとあれですから、やめますけれども、あまりにも、申し訳ないですけれども、何をやっているか分からぬのと、機構が全然分からぬ、どうなっているんだと、この問題の、要するに起承転結の結はどこにあるんだと。その間ぐるぐる回っていると、最終はどこなんだと、いつそのこと、申し訳ありませんけれども、福祉子どもみらい局じゃなくて総務局の総務室とやる

しかないよ。 そうお願いして、質疑を終わります。